

# 日本臨床検査医学会臨床検査専門医制度

## 臨床検査専門医制度規程

昭和 52 年 10 月 24 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定	昭和 63 年 10 月 20 日 第 2 回改定
平成 8 年 11 月 14 日 第 3 回改定	平成 11 年 3 月 20 日 第 4 回改定
平成 13 年 3 月 3 日 第 5 回改定	平成 16 年 4 月 17 日 第 6 回改定
平成 18 年 4 月 1 日 第 7 回改定	平成 19 年 3 月 31 日 第 8 回改定
平成 22 年 11 月 13 日 第 9 回改定	平成 23 年 8 月 19 日 第 10 回改定
平成 24 年 2 月 18 日 第 11 回改定	平成 26 年 10 月 18 日 第 12 回改定
平成 30 年 12 月 22 日 第 13 回改定	令和 2 年 7 月 3 日 第 14 回改定

- 臨床検査専門医の認定は、日本臨床検査医学会制定のこの規程にしたがって実施する。なお、本規程で認定するのは日本臨床検査医学会認定臨床検査専門医で、日本専門医機構が認定する臨床検査専門医と区別される。本専門医の新規養成は、平成 30 年 3 月 31 日までの研修開始をもって終了しており、新規認定は令和 7 年度の認定試験を最終とする。
  - 認定試験受験資格
    - 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としてふさわしい人格・識見を持つこと。
    - 2) 出願時日本臨床検査医学会の会員であること。
    - 3) 日本臨床検査医学会の定める研修プログラムにより、5 年間の研修を修了していること。2 年間の初期臨床研修は 5 年の研修期間に含む。米国の臨床病理医認定試験合格者 (Clinical Pathologist certified by the American Board of Pathology) およびそれと同等とみなされる外国の臨床検査専門医の認定資格を有する者についての日本における研修歴については満 2 年とする。
    - 4) 日本臨床検査医学会の認定する認定研修施設において以下の内容の全てを含む研修を、3 年以上終えていること。
      - a) 臨床検査医学(臨床病理学)総論(医療倫理、医療安全、遺伝子関連検査も含む)
      - b) 一般臨床検査学
      - c) 臨床血液学
      - d) 臨床化学
      - e) 臨床微生物学(感染症学を含む)
      - f) 臨床免疫学
      - g) 輸血学
      - h) 臨床生理学
    - 5) 臨床検査室等での日常業務内容を証明する、各種のコンサルテーション記録、骨髄像報告書、免疫電気泳動報告書、染色体分析報告書、その他の臨床検査医による解釈・コメント付き検査報告書、On-Call カンファレンス記録等 20 編を提出すること。
  - ただし病理組織診断業務に関するもの、内科等の診療業務内容を主とする病歴要約等は含まない。
  - 6) 臨床検査医学(臨床病理学)に関する筆頭者としての原著論文が 1 編または日本臨床検査医学会あるいは日本臨床検査医学会の各支部が主催する学会(学術集会、特別例会、支部総会あるいは支部例会)での筆頭演者(シンポジストも可)の発表 1 報が必須であり、それに加えて原著論文または学会報告(日本臨床検査医学会および関連学会での報告に限る)が合わせて 2 編(2 報)以上あること(2 編とも原著論文、2 報とも学会報告でも 1 編と 1 報でも可、この 2 つについては筆頭著者、演者であることは必要としない)。
  - 7) 研修指導者の推薦があること。
  3. 受験資格審査、認定試験および認定証交付は、日本臨床検査医学会の責任と基準において実施する。
  4. 受験資格審査、認定試験および認定証交付に係わる細則については別に定める。
  5. 臨床検査専門医証の有効期限は 5 年間とし、更新手続きは 5 年ごとに行う。
  6. 臨床検査専門医は、臨床検査管理医資格を申請により取得できる。
- ### 付 則
1. この規程は令和 2 年 7 月 3 日から実施する。
  2. 平成 16 年度以降に医師免許証を取得した者は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院または厚生労働大臣の指定する病院において、2 年以上の臨床研修を修了していること。
  3. 本則 2 の 4) で、日本臨床検査医学会の認定する認定研修施設とあるのは、当分の間それに準ずる施設を含む。
  4. この規程を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

## 認定更新制度規程

昭和 63 年 10 月 20 日 制定

平成 8 年 11 月 14 日 第 1 回改定	平成 11 年 3 月 20 日 第 2 回改定
平成 12 年 2 月 26 日 第 3 回改定	平成 13 年 3 月 3 日 第 4 回改定
平成 21 年 5 月 30 日 第 5 回改定	平成 22 年 11 月 13 日 第 6 回改定
平成 23 年 8 月 19 日 第 7 回改定	平成 24 年 2 月 13 日 第 8 回改定
平成 24 年 3 月 24 日 第 9 回改定	平成 26 年 3 月 29 日 第 10 回改定
平成 26 年 10 月 18 日 第 11 回改定	平成 28 年 6 月 11 日 第 12 回改定
平成 28 年 12 月 24 日 第 13 回改定	平成 30 年 7 月 7 日 第 14 回改定
平成 30 年 12 月 22 日 第 15 回改定	令和 2 年 7 月 3 日 第 16 回改定
令和 5 年 3 月 26 日 第 17 回改定	

- 日本臨床検査医学会は臨床検査専門医の水準を保持するため、次の方式により認定更新制度を施行する。
- 認定更新の申請を行うものは認定後も継続して申請時まで日本臨床検査医学会の会員でなければならない。
- 認定更新は臨床検査専門医・管理医審議会の中に設置された受験・更新資格審査委員会が行う。
- 認定更新は、認定を受けてから 5 年間に、日本臨床検査医学会臨床検査専門医・管理医審議会が指定した教育企画に参加し、下記の所定研修単位を取得したものについて行う。
  - 更新に必要な総単位数は 50 単位以上とする。
  - 上記(1)のうち 25 単位以上は、A. 日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したものとする。(これには発表・報告の単位は含まない)。
  - 上記(2)の A. 25 単位の中には、日本臨床検査医学会総会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。
  - 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)に 1 回以上出席すること。
- 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画と参加等に関する単位数は、下記の表により計算する。
  - A. 日本臨床検査医学会への発表・報告による単位は、筆頭者のみに加算をし、この加算は 1 回の会合につき 1 題に限り認定する。
  - D. のその他の関連学会とは以下の学術団体が主催する講演会や教育セミナー等を指す。  
日本内科学会、日本病理学会、日本臨床化学会、日本検査血液学会、日本血液学会、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本臨床微生物学会、日本輸血・細胞治療学会、日本医療検査科学会、日本臨床化学会、日本臨床検査専門医会、日本 ME 学会、日本超音波学会、日本医療情報学会、日本睡眠学会、日本人類遺伝学会、日本臨床細胞学会、日本人間ドック学会、日本総合健診医学会、日本臨床生理学会、日本遺伝子診療学会、日本血栓止血学会。
- 「日本臨床検査医学会誌」または「臨床病理」の筆頭者、共著者はそれぞれ所定の単位(括弧内は共著者)の単位を認める。その他の学術論文は、レフリー制度の確立している学術誌で臨床検査医学(臨床病理学)に関連したものとし、著者名、題名、雑誌名、巻、頁、出版年度の順に記し、筆頭者のみ所定の単位を認める。
- 初回の認定更新を受けるものは、単位に、F. 日常業務での報告書(20 編)を含むこと。ただし、日常業務での報告書には病理報告書、内科等の診療記録(入院サマリー記録等)は含めない。
- 認定更新の単位登録は、本会および日本臨床検査専門医会の主催するものについては所定の方式で行う。日本臨床検査医学会および日本臨床検査専門医会の主催するもの以外については、学会や講演会に参加したことを証明する書類、例えば、参加費の領収証、参加証明書あるいはそのコピーなどを添付すること。  
参加単位の登録手続きに関しては別に指示する。
- 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間内に取得した単位数が、更新に必要な単位数に満たないときは、認定更新の保留を申し出て、所定の単位数を満たした時に再申請をすることができる。なお保留期間は 2 年間までとし、保留期間中は認定証が失効するので日本臨床検査医学会臨床検査専門医を呼称することはできない。但し、海外留学、病気、その他のやむを得ない特別な事情による場合は、その事情を記した書類を添付し保留期間の延長を申請し、かつ

受験・更新資格委員会がその事情を正当な理由と認めた場合に限り、資格失効の日から5年を限度に保留期間の延長ができる。

8. 保留期間を超過した場合であっても、更新に必要な所定の単位数を取得し、臨床検査医学総論を受験しこれに合格すれば更新資格が復活する。

**付 則**

1. この規程は令和5年3月26日から実施する。
2. この規程を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

臨床検査専門医の認定更新に使用可能な単位表

	参加	発表・報告
A. 日本臨床検査医学会学術集会	15	3
日本臨床検査医学会特別例会	10	2
日本臨床検査医学会支部総会	5	2
日本臨床検査医学会支部例会	3	2
その他、日本臨床検査医学会が主催または後援する学術講演会	3	0
B. 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会、あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)	5	0
C. 日本臨床検査専門医会が主催する教育セミナー	10	0
日本臨床検査専門医会が主催する講習会	5	0
D. その他の関連学会が主催する講演会、セミナー	2	0
E. 日本臨床検査医学会「臨床病理」掲載の学術論文(1編)	—	10(5)
その他のレフリー制度が確立している学術論文(1編)	—	3
F. 日常業務での報告書(20編)	—	10
G. 日本医学会総会	5	0

※ 必須条件

更新に必要な総単位数は50単位以上とする。

- (1) 50単位のうち25単位以上は、A. 日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したもの。その25単位には、日本臨床検査医学会学術集会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに1回以上参加した単位が含まれていること。(これには発表・報告の単位は含まない)。
- (2) 日本臨床検査医学会または日本臨床検査専門医会が主催する医療安全に関する講習会あるいは、日本専門医機構が認定する共通講習(医療安全)に1回以上参加すること。
- (3) 初回の認定更新を受けるものは、単位に、F. 日常業務での報告書(20編)を含むこと。ただし、日常業務での報告書には病理報告書、内科等の診療記録(入院サマリー記録等)は含めない。

## 臨床検査専門医・管理医審議会内規

昭和 54 年 10 月 12 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定

平成 13 年 3 月 3 日 第 2 回改定

平成 19 年 3 月 31 日 第 3 回改定

令和 5 年 3 月 26 日 第 4 回改定

1. 目的：日本専門医機構が定める基本領域臨床検査専門医ならびに日本臨床検査医学会の定める臨床検査専門医・臨床検査管理医に係るすべての事項について審議する。

なお、日本専門医機構が定める基本領域臨床検査専門医に係る事項は日本専門医機構の規程に従う。

2. 役員：審議会は若干名の委員をもって構成し、任期は 2 年とする。委員は日本臨床検査医学会理事長が委嘱し、委員長は日本臨床検査医学会理事長が兼務する。

3. 委員会：

- 1) 審議会に下記の委員会をおく。

- (1) 受験・更新資格審査委員会

- (2) 試験委員会

- (3) 日本専門医機構認定臨床検査専門医研修プログラム認定委員会

- (4) 日本専門医機構認定更新資格審査委員会

- (5) その他、専門医制度実施に必要な委員会

- 2) 各委員会の委員長は審議会委員をもってあてる。

4. 会議の開催：年 1 回以上委員長が招集する。

### 付 則

1. この内規は令和 5 年 3 月 26 日から実施する。

2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

## 受験・更新資格審査委員会内規

昭和 54 年 10 月 12 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定

平成 13 年 3 月 3 日 第 2 回改定

平成 14 年 3 月 2 日 第 3 回改定

平成 19 年 3 月 31 日 第 4 回改定

平成 28 年 3 月 27 日 第 5 回改定

1. 目的：日本臨床検査医学会が定める臨床検査専門医制度および臨床検査管理医制度による認定試験受験者の受験資格と臨床検査専門医・管理医の更新資格、およびその関連事項について検討する。

- 2) 臨床検査専門医・管理医試験受験者の受験資格、専門医の更新資格について、監査・調査する。

2. 委員：若干名の委員をもって委員会を構成し、委員の任期は 2 年間とする。委員は日本臨床検査医学会理事長が委嘱する。

3. 会議及び審査結果の最終承認：年 1 回以上委員長が会議を招集し、会議における決定事項を臨床検査専門医・管理医審議会に報告し、同審議会において当該委員会による資格審査結果の最

終的な承認を受ける。

- 2) 臨床検査専門医については受験生から提出された研修記録を委員全員で回覧し、研修の達成度などの審査を行う。

- 3) 臨床検査専門医については受験生から提出された研修記録の確認を受験生の属する支部長を介して行う。

- 4) 申請書類に不正が認められた場合には、資格審査委員会で審議し、適正な理由がないかぎり不合格とする。

### 付 則

1. この内規は平成 28 年 3 月 27 日から実施する。

2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

## 試験委員会内規

昭和 54 年 10 月 12 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定

平成 13 年 3 月 3 日 第 2 回改定

平成 16 年 8 月 21 日 第 3 回改定

平成 19 年 3 月 31 日 第 4 回改定

令和 5 年 3 月 26 日 第 4 回改定

1. 目的：日本専門医機構が定める日本専門医機

構認定基本領域臨床検査専門医ならびに日本臨

床検査医学会が定める日本臨床検査医学会認定臨床検査専門医の認定試験の方法、内容など認定試験について必要な事項を検討する。なお、日本専門医機構認定基本領域臨床検査専門医の認定試験は、日本専門医機構の定める基準に従って行われる。

2. 委員：若干名の委員をもって委員会を構成し、委員の任期は2年とする。委員は日本臨床検査医学会理事長が委嘱する。
3. 会議：年1回以上委員長が招集し、会議における決議事項は審議会に報告し、承認をうけるものとする。
4. 認定試験の実施：認定試験は有資格者について、年1回実施するものとし、毎回、別に設ける試験実行委員会が責任をもって行う。

2) 試験内容に著しい難易度の差がないように試験委員会が調整を行う。

5. 認定試験の合否判定：試験実行委員会において試験成績を集計し、試験実行委員会・試験委員会合同会議にて不適切問題の取り扱い等の調整を行い、合否案を作成し、臨床検査専門医・管理医審議会に提出する。
  - 2) 試験において不正行為が認められた場合には、試験委員会で審議し、不合格とする。  
なお、認定試験については別に定める。

#### 付 則

1. この内規は令和5年3月26日から実施する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

## 日本専門医機構認定基本領域臨床検査専門医認定試験内規

令和5年3月26日制定

### 1. 試験の概要

日本専門医機構認定基本領域臨床検査専門医認定試験の実施ならびに合否判定は日本専門医機構の定める基準に従う。その範囲内で試験を実施する日本臨床検査医学会試験委員会・試験実行委員会の業務をこの内規で定める。

### 2. 試験の実施時期および実施要領の公示

- 1) 試験は有資格者について、当分の間、年1回、1カ所で、1～2日間の日程で行う。
- 2) 当該年度の試験実施時期および実施要領については実施6カ月前に公示する。

### 3. 試験の内容

#### 1) 試験科目は以下の7科目とする。

- a) 臨床検査医学総論\*
- b) 一般臨床検査学・臨床化学
- c) 臨床血液学
- d) 臨床微生物学
- e) 臨床免疫学・輸血学
- f) 遺伝子関連検査学
- g) 臨床生理学

\*医師としての人間性を含む

#### 2) 試験は各科目につき筆記試験と実地試験(口答

試験、実技試験)を行う。

3) 筆記試験は多肢選択問題とする。

### 4. 試験の実施方法

- 1) 試験は毎回、試験実行委員会(以下、実行委員会という)をおき、責任をもって実施する。
- 2) 実行委員長の氏名のみを事前に公表するが、他の実行委員の氏名は公表しない。
- 3) 試験実行委員会については別に定める。

### 5. 試験の合否判定と認定方法

- 1) 筆記試験と実地試験の点数を合計し合否判定を行う。60%以上の点数獲得で合格とする。
- 2) 合否判定は、試験委員会内規の5.で行い、一次審査結果として日本専門医機構に提出する。同機構で二次審査が行われ、最終結果が学会に報告される。
- 3) 不合格者は次年以降に再受験することができる。ただし、受験可能な期間は初回受験から5年間とする。

#### 付 則

1. この内規は令和5年3月26日から実施する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

# 日本臨床検査医学会臨床検査専門医認定試験内規

昭和 58 年 10 月 7 日 制定

昭和 61 年 10 月 3 日 第 1 回改定 平成 12 年 2 月 26 日 第 2 回改定  
平成 13 年 3 月 3 日 第 3 回改定 平成 16 年 8 月 21 日 第 4 回改定  
平成 19 年 3 月 31 日 第 5 回改定 平成 22 年 11 月 13 日 第 6 回改定  
平成 23 年 8 月 19 日 第 7 回改定 平成 26 年 10 月 18 日 第 8 回改定  
令和 2 年 7 月 3 日 第 9 回改定 令和 5 年 3 月 26 日 第 4 回改定

## 1. 試験の概要

本試験は、日本専門医機構基本領域臨床検査専門医認定試験と同一の試験を適用する。

## 2. 試験の実施時期および実施要領の公示

- 1) 試験は有資格者について、当分の間、年 1 回、1 か所で、1~2 日間の日程で行う。
- 2) 当該年度の試験実施時期および実施要領については実施 6 カ月以前に公示する。

## 3. 試験の内容

- 1) 試験科目は以下の 6 科目とする。
  - a) 臨床検査医学(臨床病理学)総論\*
  - b) 一般臨床検査学・臨床化学
  - c) 臨床血液学
  - d) 臨床微生物学
  - e) 臨床免疫学・輸血学
  - f) 臨床生理学

\*医療倫理、医療安全、遺伝子関連検査を含む  
日本専門医機構基本領域臨床検査専門医認定試験で実施される遺伝子関連検査学の成績を a) に含める。
- 2) 試験は各科目につき筆記試験と実地試験(口答試験、実技試験)を行う。

- 3) 筆記試験は多肢選択問題とする。

## 4. 試験の実施方法

- 1) 試験は毎回、試験実行委員会(以下、実行委員会という)をおき、責任をもって実施する。
- 2) 実行委員長の氏名のみを事前に公表するが、他の実行委員の氏名は公表しない。
- 3) 試験実行委員会については別に定める。

## 5. 試験の合否判定と認定方法

- 1) 筆記試験と実地試験の点数を合計し合否判定を行う。60%以上の点数獲得で合格とする。ただし、科目別採点で 40%未満の科目については科目不合格とする。
- 2) 合否判定は、試験委員会内規の 5. で行う。
- 3) 不合格者については、科目ごとの点数において 60 点未満の科目のみを次年度以降に再受験し、60 点以上の点数の獲得をもってその科目を合格とし、全科目の合格をもって認定試験合格とする。

## 付 則

1. この内規は令和 5 年 3 月 26 日から実施する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。
3. この内規は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

## 試験実行委員会内規

令和 5 年 3 月 26 日 制定

1. 目的：試験委員会の指示のもと、日本専門医機構が認定する臨床検査専門医および日本臨床検査医学会が定める臨床検査専門医の認定試験を実行する。
2. 委員長は日本臨床検査医学会理事長が委嘱する。
3. 委員：試験の各分野毎 3~5 名の委員をもって委員会を構成し、委員の任期は 2 年とする。委員は臨床検査専門医である必要があり、試験委員長が選定し、日本臨床検査医学会理事長が委嘱する。
4. 会議：認定試験の公示後、認定試験の合否判定

までの間、必要な回数委員長が招集する。

5. 認定試験の実施：実行委員会委員長が中心となり、1 日間、1 か所で実施する。
6. 認定試験の合否判定：試験実行委員会において試験成績を集計し、試験委員会・試験実行委員会合同会議にて合否案を作成し、臨床検査専門医・管理医審議会に提出する。

## 付 則

1. この内規は令和 5 年 3 月 26 日から実施する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。